

4. 国土強靱化地域計画

(1) 国土強靱化の概要

① 国土強靱化の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等を教訓にさまざまな対策を講じてきたものの、甚大な被害を受ける度に長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

これを避けるために、過去の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013 年（平成 25 年）12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

これを受けて国では国土強靱化基本計画を閣議決定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

本市においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、強靱化計画を総合計画と一体的に策定し、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

② 強靱化を推進する上での考え方

基本構想におけるまちの将来像『「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂』を強靱化する上での将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」の4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限に生かし、市の強靱化を推進します。

- ☞ 人命の保護が最大限図られること
- ☞ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ☞ 市民の財産及び公的施設に係る被害の最小化
- ☞ 迅速な復旧復興

③ 取組み推進上の留意点

強靱化計画は、市民や関係機関との協同により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組みを推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

(2) 国土強靱化にかかる基本目標

国及び長野県の「基本目標」と、国及び長野県が「起きてはならない最悪の事態」で設定した事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、また、過去に発生した自然災害（地震、風水害）を教訓としながら須坂市の強靱化を推進するため、須坂市国土強靱化地域計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり国土強靱化にかかる「基本目標」を設定します。

【国土強靱化にかかる基本目標】

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 二次的な被害を発生させないこと
7. 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

この国土強靱化基本目標と、長野県強靱化計画に示されている想定するリスクのうち、本市の地域特性を考慮し、須坂市における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること 命を守る	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	河川の氾濫、土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 命を救う	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 行政・通信機能を確保する	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	市職員・施設等の被災により行政機能の大幅な低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 命をつなぐ	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・都市ガス・LPガス等のサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと 経済活動を維持する	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
6 二次的な被害を発生させないこと 二次的な被害を防止する	6-1	河川の氾濫、土石流、地すべりなど土砂災害による二次的被害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次的災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所における環境の悪化
7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る 復旧・復興する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開（※）等の遅れによる復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※道路啓開…大規模地震発災時などにおいて、道路を塞ぐがれきの処理や簡易な段差修繕などにより、救援ルートを開けること。

(3) 強靱化に向けた取組み

①強靱化の推進に向けた分野の設定

取り組むべき施策については、本計画の目指すまちの姿を基本目標として、分野を設定します。

《設定する分野（目指すまちの姿の基本目標）》

- 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち
- 2 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち
- 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち
- 4 一人ひとりが学び、高め合うまち
- 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち

- 6 活力と賑わいのある自立したまち
- 7 市民とともにつくる持続可能なまち

②各分野の強靱化に向けた取組み

本計画の各分野（目指すまちの姿の基本目標）における施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組みについては、各施策のページに記載しています。

さまざまな取組みを通じて

- ☞ 被害をできる限り少なくすること
- ☞ 被害を受けた時、迅速に復旧復興すること

を目指します。

(4) 起きてはならない最悪の事態と 分野別施策との対応一覧表

			1 人命保護が最大限図られること					2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること				
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5
基本目標	基本施策	施策	住宅の倒壊や住宅密集地 の火災による死傷者の発生	多数の者が利用する施設の倒壊・ 火災による死傷者の発生	豪雨による河川の氾濫に伴う住 宅などの建築物の浸水	河川のはん嵩、土石流、地すべり等 の土砂災害による死傷者の発生	避難勧告・指示の判断の遅れや、 情報伝達手段の不備による避難 の遅れによる死傷者の発生	長期にわたる孤立集落等の発生 (大雪等)や、被災地での食料、 飲料水等の長期にわたる不足	警察・消防・自衛隊による救助・救 急活動等の不足	救急・救助・医療活動のための工 ネルギー供給の長期途絶	医療機関、医療従事者の不足や、 医療施設の被災による医療機能 の麻痺	被災地における疫病・感染症等の 大規模発生
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり										
2	みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	2 健康づくりの推進									●	●
		3 地域医療支援体制の推進								●	●	●
		4 生きがいづくりと介護予防の推進						●			●	●
		5 高齢者福祉の充実					●	●			●	●
		6 地域福祉の推進					●	●			●	●
		7 障がい者福祉の充実					●	●			●	●
		8 生活困窮者への支援						●				
		9 切れ目のない子育て支援の充実						●		●	●	●
3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	4 安心して子育てができるまちづくり						●		●	●	●
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	5 次代を担う人材を育むまちづくり		●	●	●	●					●
		6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり										
		7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり										
		8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり										
		9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり										
		10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり										
		11 多様な産業の活力あふれるまちづくり										
		12 交流と賑わいのあるまちづくり										
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり					●	●				
		14 活力にみちた共創のまちづくり					●	●	●			●
		15 防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		16 消防・救急体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		17 交通安全対策の推進						●				
		18 消費生活の安全確保と意識向上										
		19 地域安全活動の推進						●				
		20 土地の有効利用の促進	●		●							
		21 安定的な上下水道の運営						●				
		22 道路整備や治水対策の推進			●	●		●				
		23 安心で快適な住環境の促進	●	●								
		24 公共交通の確保										
6	活力と賑わいのある自立したまち	25 自然環境の保全										
		26 須坂らしい景観づくりの推進	●									
		27 循環型社会の推進と地球温暖化対策										
		28 農業の活性化										
		29 森林の保全・活用										
		30 強みを活かした新産業の創出										
		31 雇用機会の充実と産業人材の育成										
		32 商業の活性化										
7	市民とともにつくる持続可能なまち	33 地域資源を活かした観光の振興										
		34 特色を生かした地域振興の推進										
		35 広聴・広報の充実					●	●				
		36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進										
		37 長期的展望に立った財政運営										
		38 移住定住の促進及び若者の結婚支援										
		39 協働・市民参画の推進					●	●	●			●

3 前期基本計画 国土強靱化地域計画

3 前期基本計画 国土強靱化地域計画